

## 斑鳩町住宅リフォーム等支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、斑鳩町内（以下「町内」という。）の建設業の受注機会の創出と町民の消費喚起を図るために、町内の施工業者により住宅の改修等を実施する者に対し、予算の範囲内で斑鳩町住宅リフォーム等支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本町の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 町税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支援対象者としてしないものとする。

- (1) この要綱に基づき交付する支援金の対象経費について、国、他の地方公共団体又は町の他の支援金等の助成を受けている者（当該対象経費について、他の者が当該助成を受けている場合も含む。）
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(支援対象住宅等)

第3条 支援の対象となる住宅等（以下「支援対象住宅」という。）は、支援対象者が自己の居住の用に供している町内の住宅（マンション等の集合住宅にあっては支援対象者が専有する部分に限り、店舗、事務所又は賃貸住宅等との併用住宅にあっては支援対象者が居住する部分に限る。）及びその住宅が位置する敷地に対する外構（主として住宅の用途のために供するものに限る。）とする。

(支援対象工事)

第4条 支援の対象となる工事（以下「支援対象工事」という。）は、町内に事業所を有する施工業者を利用して、第7条の規定による支援金交付決定後に着手し、令和3年3月31日までに工事及び支払いを完了することができる改修工事等で、支援金の交付の対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）が10万円以上のものとする。

2 支援対象経費は、支援対象工事に係る次に掲げる経費（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(1) 増築、改築、修繕、模様替え又は住宅の機能向上のために行う補修及び設備改善等に係る経費

(2) 門扉、塀及び造園工事等の外構工事に係る経費

(3) 下水道接続工事に係る屋外から公共ますまでの接続に係る経費（加入負担金（斑鳩町公共下水道事業加入負担金に関する条例（平成14年2月斑鳩町条例第27号）第1条に規定する負担金をいう。）は除く。）

(4) 前各号に掲げるもののほか、支援金の交付が適当であると町長が認める経費（支援金の額）

第5条 支援金の額は、前条に定める支援対象経費の2分の1以内の額とする。また、算出した支援金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項に規定する支援金の額は、20万円を上限とする。

3 支援金の交付は、同一支援対象住宅又は同一支援対象者に対して1回限りとする。  
(支援金の交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする支援対象者（以下「申請者」という。）は、令和3年3月1日までに斑鳩町住宅リフォーム等支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、支援対象工事に係る請負契約締結前に町長に申請しなければならない。

(1) 支援対象住宅の位置図及び配置図

(2) 申請者の住所が分かる書類等の写し

(3) 町税に係る納税証明書

(4) 支援対象工事に係る見積書の写し

- (5) 支援対象工事の概要が分かる図面
- (6) 支援対象住宅所有の旨が分かる書類（支援対象住宅所有者が申請者の場合）
- (7) 支援対象住宅の住宅リフォーム等に係る承諾書（様式第2号）（支援対象住宅所有者が申請者以外の場合）
- (8) 斑鳩町住宅リフォーム等支援金交付申請に係る誓約書（様式第3号）  
（支援金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、支援金の交付の可否を決定し、斑鳩町住宅リフォーム等支援金交付・不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（変更の申請等）

第8条 支援金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、支援金の交付決定を受けた事業内容の変更をしようとするときは、斑鳩町住宅リフォーム等支援金変更承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 変更後の支援対象工事に係る見積書の写し
- (2) 変更後の支援対象工事の概要が分かる図面

2 町長は、前項の申請を受理し、適当と認めたときは、斑鳩町住宅リフォーム等支援金変更承認通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、支援対象工事完了後、令和3年3月31日までに斑鳩町住宅リフォーム等支援金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。なお、この場合において、町長は必要に応じて町職員をして現場で検査を行わせることができる。

- (1) 支援対象工事に係る請負契約書の写し
- (2) 支援対象工事に係る領収書又は収支を証する書類の写し
- (3) 支援対象工事に係る施工前、施工中及び施工後の状況が分かる写真

（支援金の確定通知）

第10条 町長は、前条の規定による報告があったときは、実績報告の内容を審査の上、適当と認めたときは、交付すべき支援金の額を確定し、斑鳩町住宅リフォーム等支援金交付確定通知書（様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第11条 前条の確定通知書を受けた交付決定者は、斑鳩町住宅リフォーム等支援金交付請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求を受けた日から起算して30日以内に支援金を交付するものとする。

(支援金の返還等)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に支援金が交付されているときは、支援金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽その他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるときのほか、町長が不相当と認めるとき。

(報告及び調査)

第13条 町長は、支援金の交付に関し必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な報告を求め、又は調査することができる。

2 申請者は、前項の規定により町長から報告又は調査を求められたときは、これに協力しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第12条及び第13条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。